

京都市元離宮二条城 和楽庵内茶房 運営事業者募集要項

和楽庵は、昭和40年、元離宮二条城清流園内において、高瀬川一之船入の旧角倉了以屋敷から移築した数寄屋に、秀吉が名残の月を眺めたことから名づけられた残月亭を模した茶室を表千家から寄贈を受け、増築したものです。

これまで、国内外の賓客をお迎えしてお茶会、本市事業としての秋の市民大茶会等を開催するとともに、日ごろは来城者の休憩場所として喫茶等に御利用いただいています。

今回、この歴史的・文化的な価値を有する和楽庵において、和菓子やお茶の提供を中心とするおもてなし事業の運営事業者を募集します。

なお、運営事業者の選定に当たっては、使用料のみではなく、二条城や和楽庵の価値を踏まえた企画運営の提案を含め、プロポーザル方式により総合的に評価し、決定します。

1 募集する店舗

和楽庵について、上記の歴史的、文化的価値を踏まえ、元離宮二条城にふさわしいおもてなし事業の運営事業者を募集します。

(1) 所在地

京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地

京都市元離宮二条城 和楽庵内

(2) 使用部分面積

129.61㎡

* 残月亭を模した茶室（10畳）と付随する床及び書院については使用できませんので、雨戸を開けて外からの観覧のみとしてください。

(3) 最低使用料：3,317,362円/年額

* 使用料は、原則として、年度毎の使用期間に応じて、年度毎に一括して納入していただきます。

(4) 使用期間

令和5年2月1日から令和6年1月31日までとします。

それ以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで、支障がないと本市が判断した場合、協議のうえ、使用許可を引き続き1年ごとに最長3年間まで更新します。内装・設備工事着手日、営業開始日は本市と別途協議していただきます。

(5) 営業時間等

ア 営業時間

二条城の開城日に合わせて営業していただきます。原則として、午前9時30分から午後4時30分までとします（閉城時間は午後5時までですので、閉城に支障がないようにすること。）。

* 営業中でも和楽庵付近で騒音等が発生する庭園管理及び各種点検・清掃（電気設備、消防設備、浄化槽など）の作業を行います。

イ 休業日

京都市元離宮二条城条例（以下、条例）で定められた休城日及び本市が事業等で使用する日は茶房の運営はできません。また、気象状況の悪化や管理上の必要により、店舗の営業ができない場合があります。

なお、ライトアップイベント等、本市が通常の開城時間外又は休城日に事業を行う際には、営業可能時間を拡大する場合があります。

<本市が事業等で使用する日について（予定）>

①事業実施（設営・撤去含む）

観桜茶会 4月7日～9日

市民煎茶の会 5月2日～5日

市民大茶会 10月29日～11月5日

※休業前に一斉清掃及び荷物搬出を終えてください（費用は運営事業者の負担とします）。

②庭園管理

3月、4月、7月、10月の各月5日間程度。

上記以外に年間8日間程度。

③和楽庵修繕

年間5日間程度

④その他管理運営上休業の必要が生じた場合

※いずれも具体的な日程は協議の上、本市から指定します。

2 建物及び設備の条件（14 基本工事区分表参照）

(1) 建物構造、階数

木造・平屋建

(2) 設備等の条件（14 基本工事区分表参照）

ア 店舗部分の内装及び設備工事における設計、施工、監理、必要な許認可申請（計画の変更を含む）が必要な場合は、運営事業者の負担及び責任により行っていただき、本市の指定する日以降に着工し、原則として、令和5年2月末までに完了していただきます。

「14 基本工事区分表」に従い、店舗使用者による工事（C工事）をお願いします。

イ 光熱・給排水関係

・電 気 単相三線 7.5 Kva

・給 水 1.5 mm

ウ 通信回線 個別契約（運営事業者と通信会社との直接契約になります。）

なお、本市により和楽庵内に「KYOTO Wi-Fi」を設置していますが、当該無線LANは「KYOTO Wi-Fi」専用のもので、必要であれば別途、ご用意ください。

エ セキュリティ 個別契約（運営事業者と供給会社との直接契約になります。）

* 和楽庵自体にはセキュリティをかけていませんが、二条城全体では、夜間（午後11時20分～翌朝5時30分）に、主要な入退城口に赤外線センサーを設置するとともに、閉城時間帯は事務所に警備員を配置し、随時城内の巡回警備を行っています。

オ トイレ 和楽庵内に1箇所ありますが、入城者用トイレは和楽庵南東の休憩所
の入城者用トイレを使用してください。

(3) 駐車場・駐輪場：なし（ただし、開城時間外等において、搬入、ゴミ処分業者等の
車両の進入は可能です。）

3 応募資格

(1) 応募できる方は、本社が京都市内に存し（個人の場合は住民票が京都市内に存し）、
京都市内で自らの名義で飲食サービス業を3年以上継続して適正に営業しており、本
要項に定める条件を十分に理解し、提案内容を責任をもって実現できる事業者としま
す。

(2) 応募事業者が次の各号に該当する場合は、応募できません。

ア 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格
者名簿」という。）に登載されている者にあつては、募集開始の日から選定結果の通
知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けた者。

イ 有資格者名簿に登載されていない者で本市に市民税若しくは法人市民税、固定資
産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあつてはこれらが未納
となっている者。

ウ 応募する個人、法人又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産
者で復権を得ない者

エ 応募する個人、法人の代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第1
98条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となっ
た場合を除く。）

オ 応募する個人、法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す
る法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴
金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者

カ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示
の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者

キ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定
がされていない者

ク 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定
がされていない者

ケ 応募する個人、法人にあつては役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴
力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団
密接関係者である場合

4 募集条件

- (1) 店舗内の仕上げ、造作及び設備の設置、取替え、管理に係る費用及び必要な許認可申請等は、原則として運営事業者の責任及び負担により行っていただきます。厨房等については保健所と協議のうえ、通年営業が可能となるよう設えてください（ただし、和楽庵の建物への影響が少ない施工方法とすること）。

詳細については、決定後、本市との協議となります。なお、看板や広告のデザインについても、和楽庵にふさわしいものとし、事前に本市と協議してください。

各種許認可申請等に係る資料の提出を求めることがあります。

- (2) 専用に使用する光熱水費等に要した費用は、原則として運営事業者と供給会社が直接契約し、お支払いいただきます。ただし、運営事業者と供給会社が直接契約できないものについては、本市の計算に基づき算定した金額を負担していただきます。
- (3) 使用料は、提案により採用される固定額となります。
- (4) 一般観覧ルートと店舗に向かうルートにある門付近においては、店舗利用者以外の侵入防止、店舗までのルート諸注意（苔を踏まない等）などへの対応を行ってください。具体的には、人員の配置や感知センサーでの把握などによる対応を想定していません。対応内容については、事前に本市と協議してください。
- (5) 清掃は運営事業者の負担で行っていただきます。建物外（建物に接する庭園等）についても、本市の指示に従い軽微な清掃を行っていただきます。また、和楽庵での本市事業実施前には一斉清掃を行っていただきます。詳細は本市との協議によります。
- (6) 調理済みの製品の再加熱（温めなおし）は可能ですが、火気を使用し、本格的に食材を調理・加工することはできません。また、提供するメニューは、和楽庵にふさわしいもの（例えば、和菓子とお抹茶、コーヒー、甘味など）とし、決定前に本市と協議してください。また、運営に際しては、日本文化の理解という観点から、茶室や茶の湯、お庭などについて正しい情報発信に心がけてください。
※食品衛生法に基づく営業許可の範囲は、京都市医療衛生センターに御確認ください。
なお、二条城では、所定の場所以外での飲食を禁止していることから、店舗で提供した飲食物が和楽庵外へ持ち出されないよう、食器等を工夫して必ず回収するなど、管理を徹底していただきます。
- (7) 生ごみ・不燃ごみ・資源ごみについては、各自で許可業者と契約し処理してください。
- (8) 二条城は広域避難場所に指定されています。災害時には、避難者、来城者への飲食物の無償提供等、可能な範囲での支援協力をお願いします。
- (9) 利用者は一般観覧ルートから店舗部分まで砂利や飛石が敷設されたルートを通ります。そのため、運営事業者において、体の不自由な方等でも利用できるよう配慮して運営してください。配慮内容については本市と事前に協議してください。
- (10) 由緒ある茶室である和楽庵で営業することに対する対応（スタッフへの教育、和楽庵・清流園の説明書きの掲示あるいは配布、建物への負担低減に配慮した荷物・食品の管理等）を全て運営事業者の負担で必ず実施してください。

5 応募申込及び提出書類

(1) 申込方法

参加申込書（様式1）及び下記提出書類を持参又は郵送により、「15 問合せ及び提出先」へ提出してください。

なお、郵送の場合は、必ず簡易書留でお願いします。

(2) 受付期間

令和4年12月2日（金）から令和4年12月23日（金）午後5時必着

※ 持参の場合は、午前9時から午後5時まで。

※ 受付期間を超えた場合は、いかなる理由であっても受け付けできません。

(3) 提出書類

次の書類を原本1部提出してください。「ア、イ、エ」については、写しを5部提出してください。

ア 元離宮二条城和楽庵 運営企画提案書（様式2）

イ 収支計画書（様式任意）

ウ 履歴事項全部証明書（提出日の前3箇月以内に発行されたもの）

エ 会社（営業）概要（現在営業中の店舗の概要が分かる資料、パンフレット、チラシ等）

オ 納税証明書（提出日の直前2事業年度の納税に係る証明書）

(ア) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（本市による課税がある場合に限る。）

カ 法人にあっては財務諸表（提出日の直前2事業年度の各年度の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書を含むものに限る。）、個人にあっては直前2年間の確定申告書の写し

キ 誓約書（様式3）

ク 暴力団排除措置に係る誓約書（様式4）

※ キ、クについては、有資格者名簿に登載されている方は不要です。

(4) 留意事項

ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者負担とします。

イ 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

ウ 提出された全ての書類等は返却できません。

エ 提出期限以降における全ての提出書類の差替え及び再提出は一切受け付けません。

オ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

カ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

6 質疑受付

(1) 受付方法

質問書（様式5）を作成のうえ、持参、郵送又はFAXにより、「15 問合せ及び提

出先」へ提出してください。

FAXで提出された場合は、送付後、必ず電話により到達の確認をしてください。

(2) 受付期間

令和4年12月2日（金）午前9時から令和4年12月9日（金）午後5時まで。

※ 持参の場合は、午前9時から午後5時まで。

※ 受付期間を超えた場合は、いかなる理由であっても受け付けできません。

(3) 回答方法

受け付けた質問及びその回答は、元離宮二条城ホームページに掲載します。

7 審査

別に定める評価基準に基づき、提出書類による審査を行い、運営事業者及び次点者を決定します。評価点が60点以上であることを選定の条件とし、応募事業者が1事業者であった場合も、プロポーザルは有効なものとして扱います。審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断した場合は、運営事業者を選定しない場合があります。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

8 評価基準

評価項目	内容	評価方法
1 信頼性	・ 経営の実績	15点～30点 5段階評価
2 事業性	・ 応募の動機、運営方針 ・ サービス内容 ・ 人材育成・研修計画	15点～30点 5段階評価
	・ 事業プランの概要 ・ 経営の見通し（年間）	15点～30点 5段階評価
3 二条城にふさわしい独創性	二条城に係るポイント （事業プランに二条城の魅力がどのように活かされているか）	20点～40点 5段階評価
	ターゲットとニーズの把握	15点～30点 5段階評価
小計80点満点		
4 提案使用料	提案額（年額）	評価点
	4,500,000円以上	20点
	4,000,000円以上～4,500,000円未満	16点
	3,500,000円以上～4,000,000円未満	12点
	本市最低使用料～3,500,000円未満	8点
本市最低使用料	4点	
小計20点満点		
合計100点満点		

9 運営事業者の決定

運営事業者を選定された者が応募要件を満たしていないことが判明した場合、又は運営事業者を辞退した場合等については、次点者を運営事業者として決定します。

また、審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断された場合は、運営事業者の決定がない場合があります。

選定結果は、運営事業者決定後、郵送により通知するとともに、京都市元離宮二条城ホームページに掲載します。

なお、決定は、令和5年1月上旬の予定です。

10 決定後の手続

- (1) 京都市公有財産規則に基づき、市有財産使用許可申請書を提出していただきます。
- (2) 使用許可書発行後、内装工事等に着手していただきます。

なお、次の場合には、運営事業者としての決定を取り消しますので御注意ください。

- ア 正当な理由がなく、指定する期日までに使用許可申請の手続きに応じない場合
- イ 運営事業者が、資金状況の変化等により店舗の運営ができない場合
- ウ 著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合

11 特記事項

- (1) 元離宮二条城では、本格修理事業に着手しており、工事を継続して行うため、観覧区域の一部制限等を行う可能性があります。
- (2) 現在、「大休憩所」における飲食・売店の運営や、二条城内で様々なイベントが実施されていますので、サービス内容が競合することやコラボレーションメニューの検討等も考慮したうえで営業計画等を立てるようにしてください。
- (3) 提供する飲食メニューについては、事前に本市に相談のうえ、決定してください。
- (4) ライトアップイベント等に独自の照明電源等を外部から引き込む場合は、配線計画を事前に提出してください。

12 その他

- (1) 許認可等の取得

営業に関して許認可等は、運営事業者の責任において取得してください。また、店舗の営業開始までにその写しを本市に提出していただきます。特に飲食店舗については、提供するメニューによって許認可の内容が異なりますので、京都市医療衛生センターに御確認ください。

- (2) 滞納等による使用許可の取り消し

運営事業者が、次のいずれかに該当したときは使用許可を取り消すことがあります。

なお、この場合、本市に損害が生じたときは、運営事業者はその損害を賠償しなければなりません。

- (ア) 使用許可条件に違反したとき
 - (イ) 本市の数度に及ぶ是正指示に従わないとき
 - (ウ) 運営事業者の財産状態が悪化し、又は悪化する恐れがあるという相当の事由があるとき
 - (エ) 使用料等を滞納したとき
 - (オ) 施設内の秩序を乱す行為があったとき
 - (カ) 店舗部分を公用、公共用として利用する必要が生じたとき
- (3) 権利譲渡の禁止
 運営事業者は、使用に係る権利の全部又は一部について、第三者に譲渡、転貸、又は担保の用に供する等の処分をすることはできません。
- (4) 売上げの報告
 別に定める方法により、毎月の売上げについて報告していただきます。
- (5) その他
- ア 本要項について疑義が生じた場合は、本市の解釈によります。
 - イ 公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じられません。
 - ウ 本件に応募し、運営事業者に選定された場合であっても、各種届出・申請等で許可が得られない場合は、店舗の運営ができない場合があります。
 - エ 運営事業者は、使用期間が満了した場合、使用期間内に中途退去される場合、又は使用許可を取り消された場合には、使用許可期間内に自己の負担で、原則原状回復し、返還していただきます。

13 主なスケジュール（予定）

内 容	日 程
応募申込受付期間	令和4年12月2日（金）～12月23日（金）
質疑受付期間	令和4年12月2日（金）～12月9日（金）
運営事業者の決定	令和5年1月上旬
使用許可申請書提出	令和5年1月中旬
使用許可書発行	令和5年1月下旬
店舗内装工事等	令和5年2月
営業開始	令和5年3月 ※工事不要の場合、令和5年2月から営業開始可

14 京都市元離宮二条城和楽庵 基本工事区分表

		工 事 種 別		工事区分				備 考	
部位		番号	項 目	A	B	C	D		
運営開始前の設備投資	電 気	電源	1	電源引込み、分電盤設置	○				
		コンセント	2	厨房内コンセント			○	運営事業者の行う業務に必要なコンセントを設置	
		照明	3	厨房内照明器具設置	○				
		通信	4	通信用配線の引込み			○	引き込む場合は要相談	
	水廻り	給水	5	厨房への新規給水管引込み(メーター付)	○				
			6	厨房で利用する給水装置の設置			○		
			7	手洗用流しの設置			○		
			8	電気給湯機用の屋外配管		○			
	流し台 排水	9	キッチンユニット等の設置			○			
		10	汚水ピットまでの排水管敷設	○					
		11	グリーストラップの設置	○					
		12	グリーストラップまでの排水管敷設			○		運営事業者が設置するキッチンユニット等の仕様に従い排水管を布設	
	その他	13	障子紙張替え					○	
		14	雨戸の修理					○	本 席 の 雨 戸
		15	雑品移動	○					厨房内の備品等の移動
		16	水廻りメラニン合板張り	○					キッチンユニット等設置予定箇所のみ
		17	換気扇設置(排気口の設置)	○					
		18	〃 (換気扇器具の設置)				○		
		19	営業用看板の作成・設置				○		設置する場合は要相談
		20	営業に必要な備品の用意・運搬				○		テーブル・レジ・冷蔵庫・電気温水器等
		21	畳の表替え					○	
		22	照明器具の蛍光管取替え					○	
		23	聚楽壁・腰紙等の修繕					○	
		24	自動火災報知設備	○					区画内法定基準設備数を設置
		25	消火器設置	○					

A 工事とは京都市の費用負担による京都市施工工事をいう。

B 工事とは運営事業者の費用負担による運営事業者施工工事をいう。(京都市の資産)

C 工事とは運営事業者の費用負担による運営事業者施工工事をいう。(運営事業者の資産)

D 工事とは運営事業者の費用負担による運営事業者施工工事をいう。(現状復旧・京都市の資産)

- ※1 上記の表に記載以外の項目は、原則として、現状のまま利用していただくこととなります。
- ※2 必要設備・利用内容等は、決定後本市と協議していただきます。
- ※3 上記の表の番号 13、14、21、22、23 について、運営開始後の摩耗や喫茶運営上の汚れ、喫茶のお客様の行為に起因する破損等は、運営事業者の費用負担により速やかに修繕・現状復旧していただきます。また、本市事業（観桜茶会、市民煎茶の会、市民大茶会）の実施に伴い、和楽庵内に存する運営事業者の所有物を移動させる際に必要な経費については、運営事業者の費用負担となります。なお、工事実施前に二条城事務所と協議を行うこと。

15 問合せ及び提出先

〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地
京都市元離宮二条城事務所（担当：馬屋原・塩尻）

電話番号 075-841-0096

FAX 番号 075-802-6181

(様式1)

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

元離宮二条城和楽庵運営事業者選定プロポーザル

参加申込書

事業者名.....

住 所.....

代表者.....

電話番号.....

担当者.....

本募集要項の趣旨及び内容を十分理解したうえで、別紙企画提案書及び添付書類のとおり、元離宮二条城和楽庵運営事業者募集に参加します。

また、事業者に選定された場合は、自己の名称及び評価点等が公表されることに同意します。

元離宮二条城和楽庵運営企画提案書

商号又は名称 (会社名又は屋号)									
代表者氏名	印								
住所									
会社設立年月日									
連絡先(担当者)									
提案使用料(年額)	¥	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

● 提出書類確認欄

- 元離宮二条城和楽庵 運営企画提案書(様式2)
- 収支計画書(様式任意)
- 履歴事項全部証明書
- 現在営業している店舗の概要が分かるもの(パンフレット、チラシ等)
- 直前2事業年度の納税証明書
 - ・ 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税
 - ・ 市民税若しくは法人市民税又は固定資産税(本市による課税がある場合)
- 直前2事業年度の決算書等(写し可・様式不問)
- 誓約書(様式3:募集要項3の(2)のウ〜クに該当しないことについて)
 - ※ 有資格者名簿に登載されている方は不要です。
- 誓約書(様式4:募集要項3の(2)のケに該当しないことについて)
 - ※ 有資格者名簿に登載されている方は不要です。

提出期限: 令和4年12月23日(金) 午後5時まで

お手数ですが、事前に御連絡のうえ元離宮二条城事務所まで御持参ください。

(担当: 馬屋原、塩尻 TEL (075) 841 - 0096)

提案内容

*イメージ図、写真、デザイン等の補助資料については、様式は問いませんが、A4判又はA3判（横長の使用に限る）の用紙にしてください。

<p>① 本事業への応募に当たって、貴社（貴店）のアピールポイントを御記入ください。</p>	<p>（既存店舗での実績、京都あるいは二条城との関わり、斬新な経営方針等々）</p>
<p>② 和楽庵に相応しい品格を持った設えのイメージをお示ください。</p>	<p>（店舗内装、レジカウンター、家具・什器、サイン計画等全体の構成について、必要に応じてイメージ図、写真等をお使いいただき、分かりやすく表現してください。）</p>
<p>③ 二条城や和楽庵に相応しい提供するメニュー内容やスタッフの服装等に工夫があればお示ください。</p>	<p>（メニュー内容や服装などについて、必要に応じてイメージ図、写真等をお使いいただき、分かりやすく表現してください。）</p>

<p>④ 運営に必要なスタッフの体制や食品の搬入計画、本社等からの指導体制等の運営計画をお示してください。また、和楽庵で運営することに対する具体的な対応方針についてもお示してください。</p>	<p>(茶室や茶の湯に関する知識、英語をはじめとする外国語会話能力のあるスタッフの配置、スタッフへの研修計画、繁忙期の体制等についても記載してください。)</p>
<p>⑤ 運営するに当たっての課題の分析と、その対策等についてお示してください。</p>	

誓 約 書

私は、京都市が実施する元離宮二条城和楽庵運営事業者募集の申込みに当たり、京都市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿に登載がありませんが、次の者に該当しないことを誓約します。

- 1 応募する個人、法人又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 応募する個人、法人の代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く。）
- 3 応募する個人、法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者
- 4 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者
- 5 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- 6 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- 7 京都市の水道料金及び下水道使用料を未納となっている者

令和 年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代表者名

(様式4)

令和 年 月 日

誓 約 書

(宛先) 京都市長	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

誓約者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。				
誓約者並びにその役員及び使用人の名簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等（指定管理者を含む。以下同じ。）が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人（市長等が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。）

令和 年 月 日

元離宮二条城和楽庵事業者募集質問書

元離宮二条城和楽庵事業者募集に係る質問を以下のとおり行います。

事業者名 _____

所在地 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

	質問内容
1	
2	
3	
4	
5	
6	

*募集要項等の該当個所が分かるようにし、簡潔に記載してください。